

平成24年3月井手町議会（定例会）会議録

招集年月日

平成24年3月12日

招集の場所

井手町役場議場

開 会

平成24年3月12日 午前9時58分議長宣告

応招議員

1番	西島	寛道	2番	村田	晨吉
3番	木田	鈴美	4番	岡田	久雄
5番	岩田	剛	6番	森田	泰雄
7番	古川	昭義	8番	村田	忠文
9番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

不応招議員

な し

出席議員

1番	西島	寛道	2番	村田	晨吉
3番	木田	鈴美	4番	岡田	久雄
5番	岩田	剛	6番	森田	泰雄
7番	古川	昭義	8番	村田	忠文
9番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	汐見 明男	副 町 長	中谷 浩三
参 与	浦田 博史	教 育 長	松田 定
理事（総務担当、 企画財政課長兼務）	西島 栄治	理事（民生担当）	加賀山 睦
理事（事業担当）	中村 秀一	理事（上下水道担当）	松山 正伸

理事（同和人権担当、 同和・人権政策課長、児童館長兼務）	西島 楠博	会計管理者 （会計課長兼務）	藤林 学
教育次長 （学校教育課長、山吹ふれあいセンター所長兼務）	木田 修司	総務課長	脇本 和弘
税務課長	小川 清	住民福祉課長	嶋田 昌弘
高齢福祉課長 （地域包括支援センター所長兼務）	花木 秀章	保健医療課長 （保健センター所長兼務）	小川 淳一
建設課長	奥山 英高	産業環境課長	藤崎 裕司
上下水道課長	中島 一也	いづみ人権交流センター所長	山口 敏彦
社会教育課長 （図書館長兼務）	木村 坂次	学校給食センター所長	田村喜代一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	池田 清隆	議会書記	乾 浩朗
議会書記	寺井 佳孝		

町長提出議題の題目

- 1 井手町印鑑条例等の一部を改正する条例制定の件
- 2 井手町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する  
条例制定の件
- 3 井手町税条例の一部を改正する条例制定の件
- 4 井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件
- 5 平成23年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）
- 6 平成23年度井手町介護保険特別会計補正予算（第2回）
- 7 平成23年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）
- 8 平成24年度井手町一般会計予算
- 9 平成24年度井手町国民健康保険特別会計予算
- 10 平成24年度井手町水道事業会計予算
- 11 平成24年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算
- 12 平成24年度井手町後期高齢者医療特別会計予算
- 13 平成24年度井手町介護保険特別会計予算
- 14 平成24年度井手町公共下水道事業特別会計予算
- 15 平成24年度井手町多賀財産区特別会計予算

開 議

午前9時58分

議事日程

別紙のとおり

会議録署名議員の氏名

8番 村田 忠文

2番 村田 晨吉

# 平成24年3月井手町議会定例会

## 議 事 日 程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第2号 井手町印鑑条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第3 議案第3号 井手町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第4 議案第4号 井手町税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第5 議案第5号 井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第6 議案第10号 平成23年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）
- 第7 議案第11号 平成23年度井手町介護保険特別会計補正予算（第2回）
- 第8 議案第12号 平成23年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）
- 第9 議案第13号 平成24年度井手町一般会計予算
- 第10 議案第14号 平成24年度井手町国民健康保険特別会計予算
- 第11 議案第15号 平成24年度井手町水道事業会計予算
- 第12 議案第16号 平成24年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算
- 第13 議案第17号 平成24年度井手町後期高齢者医療特別会計予算
- 第14 議案第18号 平成24年度井手町介護保険特別会計予算
- 第15 議案第19号 平成24年度井手町公共下水道事業特別会計予算
- 第16 議案第20号 平成24年度井手町多賀財産区特別会計予算

## 議事の経過

議長（木村武壽） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集ご苦労  
さんでございます。

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、平成24  
年3月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番、村田忠文議  
員、2番、村田晨吉議員を指名します。

次に、日程第2、議案第2号、井手町印鑑条例等の一部を改正する条例制  
定の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 加賀山民生担当理事。

理事（加賀山睦）

（議案第2号を朗読説明）

議長（木村武壽） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

11番（谷田 操） 外登法がなくなるということで、あわせて条例の整備  
と思いますが、今までは住基に記載されていなくて、外登証だけを持って  
いたという、そういう外国人の方が今回新たに住基に記載されるに当たって、  
本人、当事者は何か手続が必要なのかどうか。例えば、役場に来て新たな何  
か書類を出さないと、自動的にそうならないというようなことがあるのか  
どうか。

それと、今、印鑑登録だけでなく、さまざまな個人給付に係る資格につ  
いても、これまでは外登証に登録されていることという、そういう規定があ  
ったものが、住基に登録されてたらそれは必要ないということになるわけ  
ですが、これまでは外登証を持っているからそういう個人給付を受けられ  
たけれども、その方が住基には掲載される資格がないというような方がお  
られないのか、今回の改正で今まで受けられていた個人給付が受けられ  
なくなるという

う外登者は1人もおられないのかということが2点目。

それと、さまざまな、ここに出てきた改正以外にも、町内のいろいろな個人給付の支給条例があると思いますが、これですべてなのか。外登証、今まで持ってて受けられてたものというのを変えなければいけない条例は、ほかには一切ないのかどうかということをお聞きします。

それと、もう1点、済みません。こういう人口や世帯の一覧表をいつもいただいていますけども、外国人と住基台帳人口とは明確に区別をして記載をされていて、総人口は足し算してはいますが、外国人の方がそれぞれの国、何人おられるとか、そういうことが明確になっていたんですが、今度そういう扱いになれば、すべて住基に載っている住民と何も区別するところはないということになるのか。井手町の住基台帳人口、住基人口ということで外国人の方もすべて含まれるということになるのか。いろいろな交付税の措置とか基本になるのは住基だと思うんですけども、総人口でいくことになって何か変更になる点はないのか、お尋ねをします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 嶋田住民福祉課長。

住民福祉課長(嶋田昌弘) ただいまの谷田委員の質問にお答えします。

1点目の、今後外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法に移行になるその対象者の方が、その本人さんが手続が必要かというところですが、まず初めに、住民基本台帳法の改正につきましては、現在、23年度で住基のシステム改修を行っているところでありまして、この4月1日付で住民票の仮住民票を交付することとなります。それによりまして、外国人住民の方にこういう形の住民票になって、あなたのお名前はこれで間違いありませんかという形で照会をさせていただくわけです。それが確認でき、今後、7月9日から施行するという形でございます。それに伴う印鑑の手続につきましては、この経過措置にも書いてますように、これまで登録されていた方等について、引き続いていくということですが、印鑑登録票がどういう形になるかというのが、まだ現在国の方から示されていない状況でありまして、今後それが示された段階で、本人さんが町の方にまた来ていただくかどうかということで判断していきたいというように考えております。

それから、2点目、聞き取れなかったんですが、3点目の、今回5件の条例を改正させていただいてるところなんですけど、これ以外に条例がないかと

ということですが、それについては現在ございません。それと、それ以外に規則、要綱等につきましては、各庁内全体の課によって件数的にはございますが、これについては7月9日に向けてまた改正を行っていきたいというように考えているところでございます。

それから次に、現在皆様に配付してます毎月の人口の集計表でございますが、これにつきましては、現在住民基本台帳と外国人登録法の人口を区別しながらトータルを出しているところでございます。今後、この7月9日から移行になって住民登録という形になりますが、この表につきましては今後検討していきたいというように考えているところでございます。また、今後、区別して出すかどうか、検討していきたいというように考えているところでございます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 加賀山民生担当理事。

理事(加賀山睦) 先ほど谷田議員の2点目の、今回不利益が生じるのかというご質問だと思うんですが、住基に移行することによって、外国人につきましても何ら不利益はないということで考えております。

そして、3点目の、今回、条例5件を改正があったわけですが、それ以外に規則、要綱、規定等含めて18件ございます。今回、条例の改正に伴い、さまざまな詳細にわたって火災見舞金の支給要綱とかあるいは妊産婦の健康診査とか、さまざまな付随する件が18項目ございまして、本条例の可決後におきましては、直ちに規則、要綱等を改正して、適正に対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 西島総務担当理事。

理事(西島栄治) 交付税の関係が質問に出ましたので、私の方で答えさせていただきます。交付税につきましては、5年に1度の国勢調査をもとに人口で試算をしていくということになります。中には世帯数とかが基礎数値にあらわれるんですけども、それは先ほど嶋田課長が言ったように、今度の法改正に伴って世帯等が表示されたら、その数値を交付税で算定基礎に使っていくと、主に人口については国勢調査の人口をもとに交付税で算定していくというふうになっております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

11番(谷田 操) もう1点だけ。通称やカタカナ表記も印鑑等で使えるということですが、住民票そのものはどうなるのでしょうか。住民票にはもうどこにも外国人ということを表記する欄はないし、もともとないと思うんですが、住民票を見てもそれはわからない。それはカタカナ表記やったら日本人と違うとか、それはあるかもしれませんが、明記されることはない。戸籍見る以外には外国人ということは何も出てこないと理解していいですか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 嶋田住民福祉課長。

住民福祉課長(嶋田昌弘) ただいまの質問にお答えします。

今後の外国人住民に係る住民票の表記につきましては、一つは漢字国の国につきましては本名と通称、また外国人登録カードに、台帳ですね、現在の台帳にアルファベットが表記されれば、そのアルファベットも表記されるということになります。また、非漢字圏につきましては、アルファベット表記、カタカナ表記という形で通達がおりているところでございます。それから、国籍等につきましては、国籍のみ記載されますが、それは公に出すか出さないかというのは、そのときのその人の利用方法によって異なるということになります。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

11番(谷田 操) そうしますと、窓口に行っていくと、その住民票の中に本籍を書きますか、書きませんかというような欄がありますね。そこを国籍と読みかえるのか、新たにその欄を本籍及び国籍というようなをつくるのかもしれませんが、そういうことはきちっと選べるということですね。そう理解していいですね。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 嶋田住民福祉課長。



住民福祉課長（嶋田昌弘） 申請用紙の関係ですが、これにつきましては、今の部分と関連するところがございますので、今後検討していきたいというように考えています。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。よって討論を終結します。

これより、議案第2号、井手町印鑑条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第2号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第3号、井手町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島総務担当理事。

理事（西島栄治）

（議案第3号を朗読説明）

議長（木村武壽） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第3号、井手町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第3号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第4号、井手町税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 西島総務担当理事。

理事(西島栄治)

(議案第4号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

11番(谷田 操) それぞれの項目の影響額を聞きたいと思うんですけども、たばこ税は第94条と16条の2と、特例の方と二つありますけれども、これまでの本町の実績で言うと、これは税収は増になると思うんですが、どのくらいふえるのか。

それと2点目は、3ページの順番でいきたいと思うんですけども、附則の9条の削除の影響ですけれども、これは退職金等の分離課税の部分だと思うんですが、長年働いてこられて退職された方が受け取られる退職金から幾分か控除されてた分がなくなるということですから、これは増税ですけれども、これでどのくらいの、今年の決算ベースで考えたら、幾らぐらい影響があるのか。そうか、ことしの予算としてどのくらい見積もっておられるのかということでも結構ですけれども、お伺いします。

次は4ページですが、4ページは東日本大震災で損失を受けられた方が対象と思いますが、23年度にこういう対象になられた方が井手町におられたのか、それがまた今度どうなるのかということをお願いいたします。

それと、続きまして5ページの個人の町民税の税率の変更ですけれども、これは向こう10年間、26年からですが、町民税が500円均等割をアップしますよということですが、これの対象になる人ですね、何人の方掛ける

500円で幾らという影響額を見られているのか。この均等割500円、今は府民税もかかりますから1,000円のアップということになりまして、本当に均等割しかかかってない人にも、これ、かかってくるということになります。井手町で言うと、納税者何人のうち、均等割もかからないという人は何人いるのか。要するにこれの対象にならない人は何人いて、対象になる人は何人なのか。だから、ほとんどの方がこれ、増税になると思うんですけども、どのくらいの比率でかかるのかということと、その総額の影響額をお願いします。ここの条文には出てきませんが、ことし6月からは特定扶養控除の廃止というものも住民税に乗ってきますので、その分住民の負担がふえるわけです。井手町では年少扶養控除の廃止でどのくらいの額、増収になるのか、それも、このさまざまな負担増とはかかわってくるわけですから、教えていただきたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 小川税務課長。

税務課長(小川 清) 谷田議員のご質問でございます。まず、たばこの引き上げでございます。これにつきましては、1,000本当たり644円の引き上げということで、これにつきましては25年4月1日ですので、今回の予算からはこの分については見てません。ただ、過去のたばこの本数の実績から見ていきますと、400万程度の影響が出るのかなというふうに見ています。

それから、退職の所得の課税でございます。これにつきましては、試算と申すまでも、退職される方が、例えば20年でおやめになる場合とか、それから30年でおやめになる場合とか、いろいろなケースがございます。ですから、単純に比較することはできないというふうに考えています。なぜかと言いますと、まず退職の所得につきましては、特別の控除がございます。例えば勤務年数が20年までの方は800万円の特例控除を受けられます。これの2分の1が課税所得にはね返ります。今回の場合は、その10%、住民税府民税を混ぜて10%ですので、仮に課税所得が100万とすれば10万円が本来課税されて、なおかつこの控除の適用があれば1万円控除することになりますので、各階層の段階によって税が異なりますので、単純に、大体年間20人前後の方が退職所得をいただいているところでございますので、比較と申すまでも、先ほど言いましたそういった観点から比較はしにくい

ということで、1割の増税になるというふうに理解をしていただけたらと思います。

それから、雑損控除につきましては、これは震災に遭われた方ということですので、現在対象者はおりません。

それから、次に均等割でございます。均等割につきましては、本町、500円程度の値上げ、それから京都府さんの方も同程度の値上げを見込まれているということから、1,000円ということになります。今現在、具体的に23年の課税状況なりを見てみますと、大体3,000人程度の方が均等割をいただいているという状況でございますので、あわせてざっと300万程度、それで町で言いますと、半分ですので150万程度ということでございます。なお、非課税の方につきましては集計がございませんので、お答えはできないというふうに考えております。

それから、年少扶養の関係ですけれども、これはこの条例本来の項目でもないですので、また予算等のときにでもお答えをさせてもうたらいいかなどは思うんですけど。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

11番（谷田 操） 住民税の均等割がかかってくるのは収入が幾らの人、幾ら以上の人からなのか。例えば公的年金の人だったら、幾ら以上年金のある人、パートで働いておられる主婦の方、アルバイトの学生、幾ら以上収入があれば均等割かかってくるんですか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 小川税務課長。

税務課長（小川 清） 均等割の最低額でございます。これにつきましては、

1人28万ということ、所得が28万以上の方ということでございます。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

11番（谷田 操） 11番、谷田です。反対の立場で討論します。

今回のこの税条例の改正は、たばこ税等については、町にとっては増収になるというものもありますけれども、既に住民の方は所得税で増税ということも決まっておりますし、その上に住民税で均等割が10年間にわたって、府民税もあわせれば1,000円ずっと負担がふえると。さらに、非常に長年頑張って働いてこられてやっと受け取られる退職金からの控除額も減らされて増税になると。本当に、震災復興のためという理屈はついていますが、実際にどれだけのお金が震災復興に回るのか、不透明であります。所得税については国の特別会計がありますから、当然そちらへ回りますけれども、住民税の部分は井手町がいただくお金ですから、直接被災地の復興に回るわけではありませんし、いずれにしても、こういう庶民の本当にささやかな収入しかないという方にまで増税がかかってくる、復興を庶民増税で賄うというようなことやはりおかしいのではないかと。当然、企業にも応分の負担をしてもらう、企業の法人税の増税は3年間のみ、それも実質には法人税そのものが下げられますから、負担はないと。庶民は10年間均等割にまで増税されると、こんな不公平はないと思いますので、国が決めたこととはいえ、おかしいことだと思います。反対をいたします。

議長（木村武壽） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これにて、討論を終結します。

これより、議案第4号、井手町税条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第4号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第5号、井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島総務担当理事。

理事（西島栄治）

（議案第5号を朗読説明）

議長（木村武壽） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第5号、井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第5号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第10号、平成23年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 加賀山民生担当理事。

理事（加賀山睦）

（議案第10号を朗読説明）

議長（木村武壽） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

11番（谷田 操） 11番、谷田です。

額が6,000万を超える額で非常に大きいと思うんですけども、これまで財源不足になってきたときに、国保の場合どうしていたかと言いますと、繰り上げ充用をとりあえずはやって、先食いになるけれども何とか確保するということがあったわけですけども、今度はこの広域化支援基金からの貸し付けを受ける、扱いとしては町債ですから、こういうことは今までなかったことなので、

新たなやり方と思いますので、仕組みがよくわかりませんので、どういう仕組みになっているのかをお尋ねをしたいと思います。3ページの地方債の償還方法のところに、国保広域化支援基金の貸し付け条件によるとありますが、これはどういう条件で貸し付けられるのか、このお金は将来どうするのか、どうやって返していくのか。直接一般会計から繰り入れるというようなことがなぜできないのか、お尋ねをします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 小川保健医療課長。

保健医療課長(小川淳一) ただいまの谷田議員のご質問にお答えします。

今回の6,150万円につきましては、京都府の国民健康保険広域化等支援基金条例の中での貸し付け事業に当たります、国民健康保険事業の財源に不足が生じると見込まれる場合に、その不足額の一時的な補てんに対するの貸し付けを受けるものでございまして、まず償還方法としては5年間の均等払いでの償還となります。償還の開始につきましては2年据え置きになりますので、平成25年度からの均等払いでの償還ということになります。貸し付けの金額につきましては、申請時点での不足額に対する4分の3を貸し付けるということで、今回6,150万円の貸し付けを受けるものでございます。

それと、今後の償還についてということでございますけれども、先日の国保の運営協議会等でもご質問等もありましたんですけれども、その場でもこれまで、先ほど議員がおっしゃったように、繰り上げ充用等で対応してきたが今後はどうなるのか、保険税の見直しも必要ではないのかといったご意見もいただいております。担当課といたしましては、そういったことも視野にいれながら検討をしてみたいというように考えておまして、償還については国保特別会計の中で返還をしていくものと考えております。

以上でございます。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

11番(谷田 操) 11番、谷田です。

そうしますと、貸し付けを受けられるのは不足額の4分の3ということであると、この6,150万は4分の3やと、実際井手町のことしの国保の足

らずまいというのは、その3分の4あるということですか。見通しどうなん  
でしょうか。これ、単年度の話ですか。これまでに繰り上げ充用して来た分  
とか、それをまた足すというか、今年度どうなっていたんですかね。足りない  
分は一般会計からある程度入れましたね。それでまだ少し繰り上げ充用が残  
っていたかと思うんですけれども、その分プラスことしの、23年度の足りない  
分を足してということなんでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 小川保健医療課長。

保健医療課長(小川淳一) ただいまの谷田議員のご質問にお答えいたしま  
す。

今回貸し付けを受けるに当たりましては、昨年の12月末時点で各種補助  
金等の申請が終わり、一定の歳入の目途等がつきまして、それと歳出の見込  
み等を見込んだ中で、1月時点で単年度の決算見込みを立てた時点での不足  
額を、今回申請に当たり金額を8,200万円として申請を行ったもので、  
その8,200万円の4分の3が借入金額として6,150万円となるもの  
でございます。

以上でございます。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

11番(谷田 操) 11番、谷田です。

例えばその8,200万の4分の3を基金から借り入れるとして、残りの  
4分の1、そこはどうするのか。その分は基金から借り入れておいて、さら  
に繰り上げ充用ということが出来るのか。繰り上げ充用した場合、来年度、  
また一般会計から入れてもらうというようなことが起こるかもしれませんけ  
れども、それは可能なんですか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 小川保健医療課長。

保健医療課長(小川淳一) ただいまの谷田議員のご質問ですけれども、た  
だ不足部分についての対応をどうかということでございますけれども、この  
借り入れ時点での8,200万円の不足部分については、その時点でござい  
まして、井手町の国保の保険給付の部分が歳出で大きな部分を占めるという



ことは議員もご存じのとおりでございます、その部分が今後減るようであれば、その不足部分が少しでも減ってくるということでございますし、一方歳入では、税収等が上がる部分が今度は不足部分を減らす部分だということでございます。ただ、最終的な一般会計繰り入れあるいは繰り上げ充用というのは、私ども担当課では検討する部分はございますけれども、最終、施策の判断ということでございますので、今後そういった徴収努力等に努めてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 加賀山民生担当理事。

理事（加賀山睦） まず、先ほど担当課長が答弁いたしましたように、足らずまいの件につきましては、今後につきましては繰り上げ充用等を検討してまいりたい。今後のあと残額どのくらいになるかということを含めて検討していきたいと考えております。そして、最初に基金借り入れではなくて一般会計からすべきだという谷田議員のご質問なのですが、今日まで国保財政につきましては、相当金額、一般会計から繰り入れをしていただいているのが実情でありまして、議員もご承知のように、国保会計は保険者、一般会計というのはもうご存じのようにすべての住民の方々からの税によっていただいているわけでございます、国保の被保険者にいつまでも一般会計に頼るのではなく、国保の会計の保険者で賄うのが原則だというふうに認識しております。しかしながら、国保財政の基盤が大変厳しい状況の中で、町の理解を得る中で今日まで一般会計からの繰り入れ、また繰り上げ充用してきて運営してきております。そういった国保の状況は大変厳しいということで、特に、今、国においても社会保障と税の一体改革の中で、国保の広域化を今検討しております。小さな町で国保を運営していくのは大変厳しい、こういう状況の中で都道府県が中心になって運営していくという流れが、今、進められておりまして、平成25年度を目途に一定の方針がまとまるというふうに聞いております。当分それまでは何としても町独自で国保の運営をしていかなきゃいけないという状況ですので、それを含めて今後基金借り受けについての財源については、国保の中で基本的には返済していくという基本的な考えをしているところであります。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田議員。

11番(谷田 操) 11番、谷田です。

そうしますと、この2月、3月に医療費がどのぐらいかかるかということで、もっと低く済めばこんなに赤字が出ないかもしれないということがありますから、足りなくならないかもしれないけれども、そうしますと申請はもうやっているわけですから、これだけ、今、議決をして借りてしまえば、申請したときの不足額より少なく済みましたよということになれば、やっぱり貸し付けたやつ、5年の均等割で返せじゃなくて、貸せませんということにはならないのか。申請した額、例えば8,200万不足やと言って申請したけど、実は6,000万ぐらいしか不足せえへんかったと、決算打ったら。けども、おたく6,150万ももう貸し付けたやないかと、貸しすぎやと、返せと言うて一括で先返しなさいということにはならないのか。この償還の条件というのは、それは守られるのかということが一つと、この基金を積んだときに、井手町はどれだけ負担しているのか。これ借りたからまた井手町の基金に積む額ふやせということにはならないのか、お尋ねをします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 小川保健医療課長。

保健医療課長(小川淳一) ただいまの谷田議員のご質問にお答えいたします。

貸し付けの金額、元の不足額が変更となった場合のことですけれども、この件については確認をいたしまして、当初申請した額を貸し付けるということでございます。

それと、2点目の、京都府の広域化等支援基金の部分については、井手町の負担というのはございません。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これをもって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第10号、平成23年度井手町国民健康保険特別会計補正

予算（第3回）を採決します。

議案第10号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。15分まで。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第7、議案第11号、平成23年度井手町介護保険特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 加賀山民生担当理事。

理事（加賀山睦）

（議案第11号を朗読説明）

議長（木村武壽） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 村田晨吉議員。

2番（村田晨吉） 2番、村田晨吉です。

6ページの1款の総務費の一般管理費、委託料525万、これはだれに何を委託されるのかお聞きしたいんですが。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 花木課長。

高齢福祉課長（花木秀章） 村田晨吉議員のただいまのご質問にお答えいたします。

6ページの委託料525万円ではありますが、こちらは、平成24年4月の介護保険法改正に伴いまして、介護保険システムを改修するものでございます。システム業者に委託するものでございます。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

11番(谷田 操) 11番、谷田です。

6ページですが、介護サービス等諸費、2款の1項ですね、介護サービス等諸費の財源組み替えの説明、今されたことが意味がよくわからなかったんですけれども、総額変わらなくても必ずどう組み替えたかというのは内訳書いてあるんですけれども、ゼロだということのだったらここは上げる必要はないんじゃないかと思うんですが、どういう意味でしょうか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木高齢福祉課長。

高齢福祉課長(花木秀章) ただいまの谷田議員のご質問にお答えいたします。

6ページの2款、1項、1目の介護サービス諸費等につきましては、介護従事者処遇改善臨時特例交付金への基金の取り崩しに伴う財源組み替えでございます。なお、予算書中では補正額の財源欄で、増減するもの、基金繰入金及び介護保険料はどちらも特定財源でございますので、介護保険料がマイナス3,000円、基金繰入がプラス3,000円ということで、その他財源の表記がプラスマイナスゼロであるため、今回の予算書では数値欄が空欄になっているところでございます。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これをもって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第11号、平成23年度井手町介護保険特別会計補正予算(第2回)を採決します。

議案第11号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8、議案第 12 号、平成 23 年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 松山上下水道担当理事。

理事（松山正伸）

（議案第 12 号を朗読説明）

議長（木村武壽） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 村田晨吉議員。

2 番（村田晨吉） 2 番、村田晨吉です。

8 ページのこの 1 款も 2 款も減額されているのは大変結構なことだと思うんですけど、何か特別な事情があったのでしょうか。お聞きします。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中島上下水道課長。

上下水道課長（中島一也） 村田議員のご質問にお答えいたします。

1 款も 2 款も減額している理由というご質問でございますが、今回の補正につきましても 2 月の時点で今年度の精算見込みを立てまして、今回補正するものでございます。そういったことで、それぞれ減額となっているということでございます。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより議案第 12 号、平成 23 年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）を採決します。

議案第 12 号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員であります。よって議案第 12 号は原案のとおり

可決されました。

次に、日程第9、議案第13号、平成24年度井手町一般会計予算から、日程第16、議案第20号、平成24年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。まず、議案第13号の平成24年度井手町一般会計予算の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 西島総務担当理事。

理事(西島栄治)

(議案第13号を朗読説明)

議長(木村武壽) 引き続き、主な事業の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 奥山建設課長。

建設課長(奥山英高)

(主な事業の説明)

議長(木村武壽) 次に、議案第14号の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 加賀山民生担当理事。

理事(加賀山睦)

(議案第14号を朗読説明)

議長(木村武壽) この際、暫時休憩します。1時5分。よろしくお願いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時05分

議長(木村武壽) 休憩前に引き続き、再開します。

次に、議案第15号の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 松山上下水道担当理事。

理事(松山正伸)

(議案第15号を朗読説明)

議長(木村武壽) 引き続き、主な事業の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 松山上下水道担当理事。

理事（松山正伸）

（主な事業の説明）

議長（木村武壽） 次に、議案第16号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 松山上下水道担当理事。

理事（松山正伸）

（議案第16号を朗読説明）

議長（木村武壽） 次に、議案第17号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 加賀山民生担当理事。

理事（加賀山睦）

（議案第17号を朗読説明）

議長（木村武壽） 次に、議案第18号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 加賀山民生担当理事。

理事（加賀山睦）

（議案第18号を朗読説明）

議長（木村武壽） 次に、議案第19号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 松山上下水道担当理事。

理事（松山正伸）

（議案第19号を朗読説明）

議長（木村武壽） 引き続き、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 松山上下水道担当理事。

理事（松山正伸）

（主な事業の説明）

議長（木村武壽） 次に、議案第20号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島総務担当理事。

理事（西島栄治）

(議案第20号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑は、各会計名並びにページ数を明示の上質疑願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。

本8件については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第13号、平成24年度井手町一般会計予算から、日程第16、議案第20号、平成24年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8件については、予算特別委員会を設置しこれに付託の上、審査することに決しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、議員全員を予算特別委員会の委員に指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員全員を、予算特別委員会の委員に選任することに決しました。

ただいま、予算特別委員会の委員も決まりましたので、ここで休憩したいと思います。

休憩中に、特別委員会を開いていただきまして、正副委員長の互選をお願いします。なお、その結果を報告願います。

それでは暫時休憩します。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時34分

議長(木村武壽) 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま、休憩中に開会されました予算特別委員会より、正副委員長の互



選結果の報告がありましたのでご報告いたします。

予算特別委員会の委員長には岡田久雄議員、副委員長には古川昭義議員と決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は、3月22日午前10時から会議を開きます。

散会 午後 1時35分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 木 村 武 壽

署名議員 村 田 忠 文

署名議員 村 田 晨 吉